

第1回今治市景観まちづくり会議 議事録 要旨

- 1 日 時：平成24年10月23日（火） 午後1時30分～午後3時10分
- 2 場 所：今治市役所第2別館11階 特別会議室3・4号
- 3 出席者：

【委員】（15名、敬称は省略）（…会長、…副会長）

飯野 政俊	一般財団法人今治文化振興会 理事
上松 伸行	公募委員
岡田 泰司	公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会今治地区連絡協議会 地区代表者
越智 祐司	公益社団法人今治地方観光協会 事務局長
叶 貴美	公募委員
鎌田 美代子	今治市PTA連合会 副会長
郡司島 宏美	愛媛大学女性未来育成センター 特定准教授
杉浦 久夫	愛媛県東予地方局今治土木事務所 所長
千代田 憲子	愛媛大学教育学部 教授
徳永 英幸	今治明德短期大学 ライフデザイン学科 教授
長井 信彦	社団法人愛媛県建築士会今治支部 青年委員長
羽藤 巧	今治ライオンズクラブ 第一副会長
服藤 竹虎	今治商工会議所 総務部長
村上 丈子	国際ソロプチミスト今治 会長エレクト
村上 正郎	今治史談会 / 今治文化協会 会長

【事務局】

豊嶋 都市建設部長
大澤 都市政策課長
村上 都市政策課長補佐
八木 都市政策課長補佐
菅 都市政策課主査

都合により欠席（1名、敬称は省略）

委員 上田 陽二	愛媛県屋外広告美術商業組合
----------	---------------

- 4 議 事：（1）会長、副会長の選出について
（2）景観法に基づく届出の状況について
（3）今治市景観計画の変更（案）並びに今治市景観条例施行規則の改正（案）について

5 議事内容

開会等

- 開会
- 開会挨拶

都市建設部長： 景観まちづくり会議の委員を快くお受け頂き、心より感謝申し上げます。

本市は全国で唯一、海峡が市域の真ん中にあり、市街地から農村、山間地、瀬戸内の島々まで、多種多様な地域によってかたちづくられたまちであり、このまちを持続的に発展させ、ゆとりと彩りのあるまちづくりをみんなで実現するためには、豊かな地域資源を磨き上げ、活用し、また地域を支える人材を育てていくことで地域力を高め、多彩な交流が活発に行われることが必要です。

昨年『今治市景観計画』を策定し、本年4月からは自然景観を阻害する恐れのある大規模行為について、景観誘導を図るための届出制度をスタートしました。

全国では、新たなエネルギー政策の影響でメガソーラーや風力発電設備の設置が相次いで計画されておりますが、周辺景観を損なう恐れがあるとして景観論争の起こっている地域もあります。本市でもこのような事象が将来起こらないとも限りませんので、この急速に変化する社会情勢に対応するための、今治市景観計画の変更案についてご審議をお願いします。

➤ 委員紹介

飯野委員： 図書館長をしていますが、景観に関して少し勉強をと思い、景観に関する書籍を探しましたがほとんどありません。おそらく今まで関心を持って集めてなかったのだろうと思います。この機会に本を集め、利用者の方の関心を高めていければと思います。

上松委員： 私が今治大丸に38年務め、定年後12年経った今年、店舗が壊され大変さみしい思いです。私としては百貨店が今治にほしい、と常々思っています。

岡田委員： 先日TVを視ていた時、あるアナウンサーの唇の上に大きな出来物ができており、「ああいう人でも出来物ができると、見た目にもどうか」と思いましたし、「夜遊びでもしたのかな」と憶測もしてしまいました。見た目は大切であり、景観についても、例えば山の緑の中に黄色のものがあったらどうか、また、それを許している社会があれば、その地域というのはどうなのかと考えます。景観は見た目も大事、地域性も大事だと考えます。これがまちづくりにつながると思います。景観まちづくりもバランス良く、計画性をもって進めていただければと思います。

越智委員： 今治は今、サイクリングがブームです。先日も約1100名の方がイベントで来られましたが、都会の旅行者の中には、自転車ですっと橋の上を走れる想像で来る方がいまして、吉海まで渡ったらギブアップ、という話もあります。これからもサイクリストの方を市内で見かけましたら、元気が出る言葉をかけていただけたら有難いです。

叶委員： 普段は喫茶と建築設計事務所をしております。飲食と建築という分野から、景観まちづくりに少しでも参加していけたらと考えております。

鎌田委員： これからの子どもたちのために、今治の良い環境を残していくため、少しでも景観まちづくりに携われたらなと思います。

郡司島委員： 今回、松山から今治まで海沿いを来ましたが、昔は砂浜が陸地の際まで来ており、素晴らしい景観でしたが、今はどこも海際は道が通っています。生活するうえで道は必要ですが、

美しさも必要であり、それらをどれだけ市民の方が納得して選択していくのかが必要であると思います。今治の地域らしさ、美しさを市民の方が認識していくことが良い景観を残すことに繋がるのではないかと思います。

杉浦委員： 以前に比べて今治の街は洗練されたと感じます。特に国道沿いなどの景観は良くなったと感じています。地域の方が誇りに思える景観づくりを進めていただけたらと思います。外国から来られる方は、しまなみ海道を「世界に比類のない景観」といいます。そういう景観を大事にしながら、外から来た人に喜んでもらえる景観づくりができたらと考えております。

千代田委員： 今治市の景観関係の会議には当初から参加させていただいております。今治に住んでいませんので、今ひとつ実感に欠けるところは申し訳なくと思いますが、長い付き合いをさせていただいておりますので、今後とも宜しく願いいたします。

徳永委員： 分からないことばかりですが、どうぞ宜しくお願いいたします。

長井委員： 「コミュニティ」について最近良く考えています。コミュニティの語源はインド・アリア語で、直訳すると「ここで一緒にしなければいけないこと」になります。コミュニティもこういえばそんなに難しいことではないのかなと感じます。景観づくりも最低限みんなが守らなければならないことをできればと思います。

羽藤委員： 景観に関しては無知ですが、本日の会議で理解したいと思います。

服藤委員： 景観は、人工的な景観や自然景観などがありますが、美しい街づくりのためには、それらが調和しなければいけないと思います。まず、今治に住む人が住みやすい街、そして、来訪者が楽しんで帰っていただける街、賑わい、活力、魅力ある街になればと思います。

村上(文)委員： 私は伯方町に住んでおり、今日もしまなみ海道を渡って来ました。ただ、出身が東京ですので、島で生まれ育った方とは少し違う感覚で景観を見ているかもしれません。日本橋の上の高速道路や東京タワーの建設など、景観が変わる様子を小さい時から見ていましたが、その時の大人の目の輝きもずっと覚えております。

村上(正)委員： 私がおそらく最年長ですが、所属団体の性格上、昔の古いことにこだわると見られがちですが、自称革新的で、新しい針路を見つけるために歴史を勉強しております。やることは全て初めて、未体験のことで、それに挑戦してまいりました。それが歴史だったのだろうと考えています。

景観は見た目の形だけではなく、目に見えない、立ち上る“気”が伴わないと楽しんでもらえる景観にはならないと考えております。例えば今から50年前の今治商店街。とても猥雑な感じがしましたし、自転車がいっぱいでした。でもすごい“気”があり、行ってみたい、巻き込まれたい雰囲気がありました。今は見違えるように綺麗になりましたが、“気”がありません。“気”がないところには人は行きたくない。呼び寄せるものがない。景観も同じことだと考えております。その方法論についてはこれからの課題だと思っておりますが、例えば、外国人が「日本のまちづくりはおかしい。上空から見たら全くまとまりがない。京都御所の隣に最新式の同志社大学があり、その向こうに京北の山々が見える。これは一体どういうことか」と言いますが、私に言わせれば、あのあたりこそ素晴らしい“気”がある。それは外国人には見えないが、日本人には非常にひきつけるものがある。それを日本独特の景観として考えていきたい。それを含んだ討論ができれば本当にありがたいと思います。

議事（１）会長、副会長の選出

事務局： 会長並びに副会長の選出は、今治市景観条例施行規則第 10 条第 2 項に、「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」と規定されています。

会長、副会長の選任について、御所見がございましたら、お願いいたします。

A 委員： 昨年度行ってきた方々が会長・副会長というのは、問題がありますか。

事務局： 問題はありません。

A 委員： では、引き続きお願いをしたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： A 委員の提案につきましてのご意見、また、他にご提案があればお願いいたします。

（賛成の声）

事務局： それでは、A 委員のご提案に賛同頂けます方は拍手をお願いいたします。

（拍手により承認）

事務局： それでは、会長は千代田委員に、副会長は郡司島委員にお願いします。

お二人を代表して千代田会長に就任のご挨拶をいただきたいと存じます。

会 長： 前回に続き、会長を務めさせていただきます。そろそろ景観に関する会議も中盤に差し掛かってきた時期だと思えます。具体的な事例や効果が表れることが望まれる頃かと思えますが、今回の議事にある案件も今後の景観に向けて非常に重要なものだと思います。本日も宜しくをお願いいたします。

会議の議事録を事務局で作成していただきますが、その議事録への署名をお願いする方を指名いたします。B 委員、C 委員をお願いします。

次に、議事録の公開についてお諮りいたします。委員の皆さんに自由に発言していただくため、発言者の氏名は公表しないをしたいのですが、いかがでしょうか。

（拍手により承認）

会 長： それでは、発言される方の氏名を伏せて、一部公開とさせていただきます。

議事（２）景観法に基づく届出の状況について

（事務局から資料説明）

会 長： 都市計画区域内のお話、市街地の景観形成の方向性についてなども含めて何かありましたらお聞かせください。

D 委員： 景観計画の区域外である市街化区域内での、電波塔の立地状況は把握されていますか。

事務局： 全ては把握できていません。施行当初は景観法に基づく届出が必要かという問合せがありました。主にビルの上に立てるという物が多く、市街地に何件もありました。それも建築確認が必要な案件と不要な案件があり、必要分はある程度把握できますが、不要分は相談がなければ分からないのが現状です。

D 委員： 地域で縛るのも大事かも分かりませんが、電波塔自身で縛ってもいいのかな、という感覚があったのでご質問いたしました。

- 会 長： 電波塔の共用化はできないのかという意見が前回ありましたが、他市事例や実際に共用された例など情報があればお願いします。
- 事務局： 相談に来られる施工業者には決定権がありませんので、携帯電話事業者3社に対して計画の趣旨を示し、共用化をお願いしましたが、借地契約上難しいとのことでした。ただ、電波が必要だが事業者としては採算が取れない地域において、自治体が土地を提供することで共用化できた事例が県内で1,2件程度あるとは聞いております。
- 会 長： 全国同じような問題を抱えているのだと思います。電波塔は刻々と増えていきますから、全国的な流れというか押し上げができればと思います。
- B委員： 電波塔が利用されている間はさほど違和感はないですが、役目を終えたり、代替施設ができ、不要になった際には景観に合わないことがあるのではないかと思います。電波塔を許可する時に、もし使われなくなった時にはこうしなさい、という指導はできるのでしょうか。
- 事務局： この景観法の手続は許可でなく届出制度ですので、条件を付しての適合通知は難しいです。ただし、跡地の整正に関しては、市も自然公園を管理する環境省も懸念しております。人工物がそのまま放置されるのが一番問題になる、ということで対策をとる必要性はあると考えていますが、現在のところは口頭でのお願いを続けていくしかないのかな、と思います。
- 会 長： 今後の新たな届出に対し、口頭で今のようなことをお願いするということですか。
- 事務局： 今後は事前協議の際にお話をさせていただこうと考えております。
- E委員： 既設の電波塔について、地域ごとの件数など把握されていますか。
- 事務局： 建築確認のある物件については調べれば分かりますが、そこまで把握できておりません。景観計画策定を急ぐ必要があった理由も、届出自体が危ういということがあったからです。
- E委員： また分かりましたら教えてください。
- F委員： 景観法では、電波塔を立てることについて規制はできないということですが、総数（立てる本数）を規制するような考え方の事例等はないのでしょうか。
- 事務局： 景観法と都市計画法をセットで運用することで、高さ制限などの規制をすることは可能です。ただ、その地域のどんな景観を守らなければならないかという尺度によって変わると思います。他市事例で、電波塔に総数制限や建築制限などを設けているというのは聞き覚えがないです。ただし、自然公園法の特別地域など、元々制限の厳しい地域はおそらく立てられないだろうとは思いますが。
- 会 長： 5件目の届出の開発行為ですが、緩衝帯として緑地を検討しているようですが、規模等についてはまだこれからの話でしょうか。
- 事務局： 資料に掲載の内容で都市計画法の開発許可を受けておりますので、この内容で進んでいくものと考えています。計画地は現道から高くなっており、擁壁と構内敷地の間の法面に植生ネットを張って、緑地緩衝帯を設けるようになります。
- 会 長： 周囲の法面が緑地になっていくという感じですか。
- 事務局： はい。人の目線よりは高くなると思いますが、そんなに高くはなりません。
- G委員： 法面に植栽を植えると、その脇を通った時に建物等が見えにくい、ということですか。
- 事務局： そうです。
- G委員： 遠景や海からの視点ということではあまり関係ないということですか。
- 事務局： はい。敷地沿いに緑化しておりますので、海側から見ても緑は見えると思いますが、全面を隠すほどではありません。ただ、位置的には周辺に同種の施設が多いところですのでそ

んなに違和感はないと思います。

H委員： 携帯電話基地局ですが、会社ごとに乱立して建てるのではなく、できるだけ共用化していただくよう、粘り強く届出の際にお願いしていただければと思います。将来的には技術改良により、今より小さなものでできるようになるかもしれませんから。

D委員： メガソーラーですが、光のはね返りについての諸問題はどうか考えておられますか。

事務局： 景観計画では、光沢のある素材は自然景観になじまないということで極力使わないようにとの基準を設けましたが、太陽光パネルについてはどう考えるのか、という議論が前回ありました。しかし、環境に配慮したものであり、社会全体が認めて推進しているものなので、これについては設置を妨げるものではないという整理をしました。

A委員： 規制するしないではなく、届出自身が把握できていないというのが大きな問題だろうと思います。私が気になるとすれば色合いです。前回話し合いましたが、グレーが本当にいいのかどうか、というのもこれからの議論であると思います。

事務局： 鉄塔は高さが 13mを超える案件は全て届出をしていただくことになっています。基本的には建てる位置について誘導する必要がありますが、位置が決まっている段階でもらえるのは色彩の問題だけで、基準の範囲内ならOKとしています。今後どこまで林立するかという問題はありますが、現段階では、電波塔はライフラインであり、それを止めることはできません。電波塔に関してはこれ以上踏み込んで仕方がないのかなと思います。届出してもらい、場所や数を把握して、その場所がどのようになっているのかという状況を把握し、(後手になりますが、)具合が悪くなった段階で議論を深めていく必要があるのではないかと思います。

A委員： 今の状況では、電波塔については景観に関して問題に出ることはないという考え方でいいということですか。

事務局： 今のところはそう考えています。

F委員： 景観に逆に取り込むということですか。

事務局： それとも違います。景観は見る場所が問題であり、道路から見た時、海から見た時にどう見えるかということで、小さいものが沢山あるよりは大きいものが少しのほうがいい、とは考えておりましたが、他に手だてがないのが現状です。ただ、40~50mという鉄塔は問題になるかなとは思いました。ただ、大きな物件というのは、山の高い所に建てればもっと少なくて済むと思いますが、幸いなことに山頂までの道がないために山の中腹に建つ結果となり、今のところは山の稜線は侵していないと思います。

G委員： 今のところは無届はないですね。

事務局： はい。

G委員： 携帯3社は、市の「できれば島しょ部では共用化してほしい」という趣旨は分かっているが、届出が出る段階では場所が決まっているから共用化は無理ということですね。なので、携帯電話会社には「ここでは共用化してほしい」ということを分かっていたら、かつ、他会社とも調整して「ここでやりませんか」ということになれば、本数を減らすという意味で良いのではないかと思います。市としては「この地域では推進しています」ということを言い続けるしかないと思います。

会 長： 事務局の皆様は、先ほど各委員から出ました意見を参考にいただきながら、今後の景観施策に生かしていただきたいと思っておりますし、しまなみ海道が今治市にとって、景観の先

行事例としてなればいいかな、と思います。

議事（３）今治市景観計画の変更(案)並びに今治市景観条例施行規則の改正(案)について

（事務局から資料説明）

A委員： 同一敷地内の建築物と工作物を合算して、という規定はないので、例えば延べ面積が1,000㎡以下の建築物と、築造面積が1,000㎡以下の工作物であれば届出の必要はないということですか。

事務局： 現況では1000㎡を越えなければ届出の必要はありません。

E委員： 太陽光パネルの面積の出し方は上からですか。斜めからですか。

A委員： おそらく水平投影面積だと思います。

事務局： 届出としてはあくまでも水平投影面積です。しかし、事業者さんからの届出は“1枚の面積×枚数”が多いです。

F委員： この13mや1000㎡が決まった経緯やその根拠は何ですか。

事務局： 建築基準法上の大規模な建築物、工作物の基準に準拠した形で決めました。

F委員： その建築基準法には根拠があるんですね。

事務局： そうですね。これに縛られる必要はありませんが、景観計画を検討する際、大規模物件を判断する基準として建築基準法を参考としました。

D委員： 開発行為ですが、1,000㎡ほどの開発をA、B、C社がそれぞれ行い、それが並んで合計で3,000㎡を超えても、規制はできないんですね。

事務局： 施工時期が変われば仕方ないです。

D委員： 子会社を使ってやろうと思えばできますよね。

事務局： できます。ただ、許可ではなく届出をしてもらい配慮してもらおうということです。

D委員： 行政は届出感覚でしょうけど、勧告や罰則、事前協議があるといえ、許可と変わらないと感じます。土地取引に対するハードルが高くなったという気はします。

会 長： 今治市景観計画の変更及び今治市景観条例施行規則の改正につきましては、事務局案のとおり進めることでよろしいでしょうか。

（賛成の声）

会 長： 当会議は本案について異議等ありませんので、事務局の方々、今後の手続をよろしくお願いたします。以上で本日の議事は全て終了いたします。

閉会

➤ 事務局挨拶

午後3時10分 閉 会